

議案第 5 号

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年11月26日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第47号）が施行されたことに伴い、児童手当の特例給付が廃止されたことにより、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務において個人番号を利用することができる特例給付の支給に関する情報を削るため、条例の一部を改正するものである。

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年富津市条例第37号）の一部を次の
ように改正する。

別表第2の3 市長の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。